

第二十二回 参議院法務委員会會議録第二十一号

(四七二)

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午前十一時五十二分開会

委員の異動

七月二十六日委員伊能繁次郎君、小幡治和君及び佐藤清一郎君辞任につき、その補欠として大屋晋三君、大達茂雄君及び松野鶴平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 成瀬 幡治君
理事 劍木 亨弘君
宮城タマヨ君
市川 房枝君

委員

井上 清一君
岩沢 忠恭君
中山 福藏君
河合 義一君
赤松 常子君
一松 定吉君

衆議院議員

田中幾三郎君
古屋 貞雄君

國務大臣

法務大臣 花村 四郎君
文部大臣 松村 謙三君

政府委員

法務省刑事局長 井本 臺吉君
文部省社会教育部局長 寺中 作雄君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 會專門員 堀 眞道君

説明員

法務省参事官 高橋 勝好君

本日の會議に付した案件

○幼児誘拐等処罰法案(中山福藏君発議)

○裁判所法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○接収不動産に關する借地借家臨時処理法案(衆議院提出)

○檢察及び裁判の運営等に關する調査の件

○委員長(成瀬幡治君) これより委員會を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本件について、まず發議者から提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(田中幾三郎君) 裁判所法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

違憲の法令、処分を阻止し、憲法解釈を統一するため、最高裁判所による違憲法令、処分自体の審査制度を確立することは、憲法の精神を護持し憲法政治を推進する上に、きわめて、重大な意義を持つものと信じます。

ところで、憲法第九十八条には、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」との定めがあり、第八十一条には、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は

処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」との定めがあるにもかかわらず、最高裁判所の判決によれば、いかに歴然たる違憲法令、違憲処分がなされようと、具体的争訟事件とならない限り、これを除去し、これを無効ならしめる道はないとされております。ここに於いてか、現実政治の面に於いては、大多數の憲法学者が違憲なりと断定する事態が発生し、次第に既成事実化してゆく傾向を生じております。もし、法令、処分の違憲審査制度を確立することなく、この事態をそのままに放任するときは、やがて、憲法そのものが破壊せられるに至るであらうことが憂慮せられるのであります。

されば、現行裁判所法を改正し、具體的争訟事件を前提としなくとも、最高裁判所が、直接、法令、処分自体の違憲性を審査し得るよう、すなわち、最高裁判所が憲法裁判所の機能をも持つよう、明確にする必要があらう。

この機能を果たすため、本改正案は、現行裁判所法第三条に新しく第二項を加え、最高裁判所には新たに法令、処分自体の違憲審査権を与えられることにも明らかにし、同時に、第七條に規定する最高裁判所の裁判権は具體的争訟事件に關する裁判権であることを明かにしようとするものでございます。

これが本法律案提出の理由でございます。何とぞ慎重審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(成瀬幡治君) 本案につきましては、本日は説明を聴取するにとどめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないものと認めまして、次の議題に移りたいと思ひます。

○委員長(成瀬幡治君) それでは次に、接収不動産に關する借地借家臨時処理法案を議題に供します。

本件について、まず發議者から提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(古屋貞雄君) ただいま議題となりました接収不動産に關する借地借家臨時処理法案について提案理由の御説明を申し上げます。

終戦直後旧連合国占領軍の進駐をみるや、占領軍は直ちに不動産の接収を開始したのであります。この不動産接収は戦後の非常処置であつたにもかかわらず、日本国政府は土地工作物使用令のほかは特別の法律を設けませんでした。これがため民法における賃貸借の規定や、借地借家法等では、接収解除後の不動産に關する権利者間の紛争は処理し得られないのであります。

すでに平和条約発効後駐留軍に對する不動産の提供につきましても、行政協定に基づく土地使用等の法律による不動産の提供が根拠となつておるわけでありまして、従ひまして戦災地との対比からも、接収地に對する権利の調整のため、何らかの臨時特例法による解決が必要であるというのが内容から見

た本案の提案理由であります。考えまするに占領軍の接収の跡始末は、政府みずからなすべきものであります。しかるに特別調達庁、法務省、大藏省、東京府等間に議が合わず、特別調達庁の立案いたしました連合国軍使用不動産に存した賃借権等保護法案も、次官會議におきまして成案を得なかつた由を聞きましたので、接収不動産関係者の損害を見るに忍びず、やむを得ず衆議院法務委員会において立案に着手するに至つたものであります。自來本法案は第十三國會、第十四國會、第十五國會を経て第十八國會まで継続審議となり、第十九國會においては衆議院を全会一致にて通過しましたがその後の解散により衆議院にて廃案となつたのであります。接収不動産の問題の解決方法としては、國家補償、貸借期間の進行停止等が考えられますが、いずれも政府、裁判所等により早急に実現される可能性が少いのであります。解決方法としましては、戦後最も國民に親しまれてゐる罹災地に關する法律に準じて行ふ方法があります。よつて接収不動産の処理を原則的に罹災都市借地借家臨時処理法の規定により解決する方法をとることにいたしました。しかしながら接収地域と罹災地域とは戦争を原因とする被害では同様ではあります。終戦直後の住宅事情と、接収解除後の建物事情とは相當の差異がありますので、罹災都市借地借家臨時処理法の若干の規定を接収地域に準用するにとどめました。

次にこの法案の主なる内容について申し上げますと、第一に、接取当時借地をしていては、解除後敷地の優先借り受けができる。接取当時借家していた者は、原則として解除後建物の優先借り受けができないことになっております。

第二に、接取当時の土地や建物の所有者は、解除後自己使用する場合や、すでに権原により自己または第三者が使用している場合には、接取当時の賃借人の優先借り受けを拒否することができることになっております。

第三に、その他の規定の多くは、借地において互いに利害の相反する賃借人と所有者との権利を調整した規定であります。すなわち、賃借人の承諾の擬制や、優先借受権の存続期間や、土地使用の義務や催告による賃借権の消滅などは、いずれもその両者調節の規定であります。

第四に、接取とは何ぞやの問題がありますのでその定義を掲げ、かつ、この法律の目的を条文の冒頭に掲げました。

第五に、強制疎開地にして後に接取せられた地域についてこの法律を適用し、借地の賃借人に救済の手を伸ばしております。

最後に、本法案施行には予算を必要とします。

以上提案理由の御説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(成瀬幡治君) 本案につきましては、本日は説明を聴取することにしたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないものと認めます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起し。

○委員長(成瀬幡治君) 次に、幼児誘拐等処罰法案を議題に供します。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの幼児誘拐等処罰法案に關しまして、法務省の考えるところを申し上げます。

結論を最初申し上げますと、この種重罪を重く処罰しなければならぬ、この必要性は十分認めるものでございまして、しかしこれに直ちに特別法を設ける必要があるかどうか、これについては大きな疑問を持つものであります。現在刑法全般につきましても、いろいろ法定刑その他に再検討を施されつつありますので、刑法改正の一環としてこれを考えた方がよいのではないか、こういうふうな考へるものであります。

その理由を以下二、三点申し上げます。第一、確かに今度の事件は世間の親に対して重大な脅威を与えております。これにつきまして犯人を重く処罰しなければならぬという必要性は、先ほども申し上げました通り重々あるものであります。しかしながらそれと現在の刑法二百二十四条、二百二十五条、またそのやり方によりましては、恐喝罪に關する規定あるいは脅迫罪に關する規定、もし被拐取者を傷つけ、またはその命を取ったというふうな場合には刑法百九十九条あるいは

二百十條その他の諸般の規定を適用することによつて、ほぼ嚴重処罰の目的は達し得られる状態にあるのではないかと、こう思ふのであります。過去の実績もほぼそれに近い状態を示しておるのであります。さらにこのたびの幼児誘拐等処罰法案の内容を拝見しますと、いふと、これについてはやはり二、三の疑問点がないわけではないと考へるものであります。

まず第一に、ここに七才に満たない幼児と云ふいうふうな特に取り上げてあるのをごさいます。御承知のようにアメリカ、ニューヨーク刑法によりますと十六才、フランス刑法では十五才未満、ドイツ刑法では十八才未満というふうな世界の主要国におきましては割合に高い年齢をもつてこの標準をいたしておるのでございまして、ここに七才というふうなことにしては、まだここに考へる余地があるのではないかと、こう思われるのであります。それから第二項に参りますと、第二項は現在の二百二十五条の中には身代金その他の財産上不法の利益を要求することが入らないといふふうな前提のもとに書かれておるようになっていますので、この点については多少疑問がな

いふわけではな。二百二十五条の中に当然そのものも含まれるのじゃないかという意見も一部にはございまして。従ひましてこの規定を設けることによりまして、かえつて解釈案を、解釈案と申しますのは第二項に該當するような事項につきましては、たとえ恐喝もしくは脅迫罪が成立する場合においても、当然ここに含まれて別罪は構成されないといふふうな解釈論も生まれおそれがありますので、やはりこの点もさらに考へる必要があるのではないかと、こう思われるのであります。そういたしますと、結局この法案の主眼点は第一項にありまして、この法定刑の引き上げということに尽きることになると思ふのであります。法定刑の引き上げにつきましては、先ほども申し上げましたように刑法全体につきましてかなりこれは再検討する必要がある、こういうふうな考へのもとに現にその作業を進められておりますので、実体は刑法そのものであります。この法律案につきまして、特に特別法でこのように強い刑を盛りますといふと、刑法全体の刑のアンバランスという問題が出て参りました。かえつて困る場合ができるのではないかと、こう考へられるのであります。たとえはこの一項の適用について考へますといふと、七才以下の幼児に誘拐いたしますときには三年以上の懲役、ところが七才を越えるものにつきましては、未成年者でありますと依然刑法の二百二十四条あるいは二百二十五条にしますといふと三月以上五年以下ということになりまして、その間にかんがりの大きなアンバランスができてしまふ。そういうことになりまして、で、やはり冒頭に申し上げましたようにこの法律案につきましては、刑法改正の一環として考へた方がよろしいのではないかと、こういうふうな考へるものでございまして。

○委員長(成瀬幡治君) 御質疑のおありの方は御発言を願います。

○赤松常子君 ちよつと今御説明の中で留が鳴りましてよく聞き取れなかつたのですが、諸外国の例をお知らせ下

さいませ。イギリス、フランスのその幼児の年齢を何才でございませうか。

○説明員(高橋勝好君) ドイツ刑法では二百三十四条によりましてこれは十八才未満となつております。それからフランス刑法では三百五十五条でございまして、これは十五才となつております。もつとも参議院からちよつといたしました資料にはこれは十六才となつておりますが、この法律案は一九五三年と思ひますが、五十三年に改正がありまして十五年になつておりますので、現行法は十五年が正しいと思ひます。それからニューヨーク刑法、これは千二百五十条、誘拐の罪であります。それには十六才未満となつております。主要国は大体その辺の年齢でございませう。

○赤松常子君 もう一つその刑量、二、三外国の例を教えて下さいませ。

○説明員(高橋勝好君) まず一番重い刑は、ニューヨーク刑法の千二百五十条に規定してあります。それは身代金を得る目的で略取または誘拐した場合には死刑、無期となつております。しかしながら、その裁判の確定前におきまして本人が返されまして場合には、陪審は二十年以上の懲役に処することができ、こうなつております。ただニューヨーク刑法で注意すべき点は、誘拐の罰を行なつた者がその被拐取者の父または母であつて監護人でない者、たとえば夫婦が離婚しましてその監護人の父または母の一方が監護人になつてゐる、そうでない者は結局ある意味の他人になるということになる場合に、その別れた者が自分の地位をあるいは立場をよくするために、その子をさらつて、その上で交渉をしよう

ところした場合におきましては、ニユー
ヨーク刑法におきましては特に十年
以下という軽い刑になっております。
そういたしますと、今度の幼原誘拐
等処罰法案によりまして、その場合
にどうするかということが何も規定が
ございせんので、おそらく日本でも
従来幾つかの事例もございましてよう
に、そういう場合にやはり三年以上の
懲役という点になりますと、この
処置もまた困る点ができるのではな
いかと、実質的に考えられるので
ございまして。次に、ドイツ刑法によ
りますと、普通の暴行脅迫によりまし
た場合は一般の未成年者の略取誘拐が五
年以下の、一年以上五年以下でござい
ますが、恐喝の子供の誘拐、すなわ
ち身代金を得る目的をもってやつた
という場合にはこれを三年を下らない重
懲役をもつて処断する、こうなつてお
りますから、最低は三年でございま
す。三年以上の重懲役、それからフラ
ンス刑法によりまして、過重になりま
す。すなわち身代金を得る目的を持
て行なつたような罪につきましては三
つの場合がございまして、拐取され
た未成年者が十五才未満である場合には
終身強制労働、これは三百五十五條第
一項にございまして、それから犯人が身
のしろ金を受けた場合、この場合、た
だ本人が無事に返された場合は強制勞
働ではなくて有期懲役となつておりま
す。それからもしこの拐取によりまし
て未成年者を死に致した場合は、これは
死刑、三百五十五條の三項にございま
す。そういうふうになつております。そ
れからこれも先ほど申し上げたニユー
ヨーク刑法の、同じようにに監護権の
ない父または母がこの犯人であつた場

合、これは特に一年以上一年の禁錮も
しくは二千フラン以上六千フランの
罰金、こういうふうになつておりま
す。

○委員長(成瀬清治君) なお、念のた
め申し上げますが、法務省の検事の宮
本さん、鈴木さん両方お見えになつて
おります。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねしま
す、刑法一般改正のときに持ち込んだ
方がいまだうといわれるのですが、
刑法一般改正は審議を尽してそれが一
つの法律にまとまるのは一体何年かか
るのですか。それをあなた一つ責任を
持つておつしやつていただきたい。今
もでき上るようなことに聞かれます

○説明員(高橋勝好君) ただいま中山
委員のお尋ねの点は、これは前例で申
上げますと、現在の刑法を改
正すべく刑法並びに監獄法改正委員会
というものが大正十五年に設けられま
し、そしてそれ以後現在の法制審議会
と同じような作業をえとんで参りま
して、結局昭和十五年に刑法改正法案
というものを発表されております。そ
うしますとその作業に十五年かかつて
おります、しかしその刑法修正案で現
行法に取り入れられませんでした、たと
えば強盗罪に關する規定とかその他
二、三件しかございせん。そういう
關係上刑法全般について再検討を加え
なければならぬ。さらに先ほど申し
上げましたように法定刑をどういふ
にしようかといふことにつきましては
事務當局としては着々検討はいたして
おりますのですが、これがいつできる
のか、またいつそういうふうな機構が
持たれ、いつごろまでできるかとい

うことは、残念ながら申し上げられな
い、こう思います。

○中山福蔵君 いま一つお尋ねいたし
ておきますが、ただいま諸外国の立法
例、法律の状況をお話くださったので
ありますが、そのうちにスペインの法
律だけは述べにならなかつた。これ
は明かに七才という上下を区別しての
刑罰を執行しておるわけですが、あな
たはただいま述べになりました全体
の刑というものは、私の提案いたして
おります刑とどちらが重いと考
へになりますか。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋
ねの点は、やはり諸外国の刑の方が重
く、ここに議題になつております法案
の方が軽いところいうふうに考えられ
ます。しかしこの法案におきましては
現行法の刑法の規定から見ますと、だ
いぶ重くなつておる、こういうふう
に考へます。先ほど申し上げました現
行法とアンパランスをきたすものではな
いかと、こう申し上げたのはその意味で
ございまして。

○中山福蔵君 それでは最後にもう一
つお尋ねしておきますが、身のしろ金
の要求に關する判例というものは、ほと
んど日本にはないのじやないかと私は
考へておるものであります。たまたま住
友金庫事件とかいろいろなことが横濱
の裁判所において判決があつたのです
が、あれは強盗誘拐罪と恐喝罪との競
合した併合罪のように取り扱つておる
のであります。これとても判決を讀
んでみると、文章の上から申し
まして、あまり割り切る書き方ではな
いのです。だから牽連罪が併合罪か
といふことについても、裁判所自体が
これは私ははっきりした考へを持つ

ておられないのじやないかと思つて
います。また身のしろ金の性質について
も、現在の刑法の上からいいますと、
身のしろ金というものは、法律上
上當利誘拐の中に入るかどうかとい
うことも、これは非常な無理の判決の書
きようではないかと実は考へておりま
す。ですから、提案いたしました法案
には、そういうあまり疑義のある問題
については、やはり當利といふものの
目的をもつてということにみなしてお
り、判決なされるのに非常に不便じや
ないかといふことを考へてみたのであ
ります。それが、さういふ点について、これ
を画一的に断定しておく必要があるの
じやないかと思ひます。どうですか。

○説明員(高橋勝好君) ただいま仰せ
の問題は、確かに判例學説上からい
点である、こゝにお答えする以外には
ないと思ひます。御指摘の昭和二十一年
十月三十一日の横濱地方裁判所にお
きます住友金庫の誘拐事件でございま
す。これは明かに當利誘拐と恐喝とを併合
罪として扱つてゐるやうに受け取られ
るのでございまして、私も理論上はこ
れはやはり併合罪じやないか、こゝ思
ひます。しかし第二の問題、この
刑法二百二十五條には身のしろ金を得
る目的をもつて行なつた場合も、當然
に含まれるかどうかといふことにつ
きましては、學説必ずしもはっきりして
おりません。むしろ反對説の方が、含
まないと考へる方が多いやうに思われ
ますが、新しい學説などではそれを含
むかのごとき口吻の見えものも二、三見
あたるのでございまして。

○中山福蔵君 これは略取誘拐とい
うことに主眼を置いての御意見が多分
あると私見しているのですが、あなたは
検事として色情犯罪に關する統計をす
でに知らんになり、また知悉しておら
れると考へる。色情犯罪が専門家の発
せられた印刷物によつて私が調べて
みますといふと、大体アメリカ、ドイ
ツあるいはイギリスその他の國におき
まして色情犯罪者は大体七才から三才
までの少女を犯してゐる場合が非常に
多い。これは統計の上で明らかにしてお
る。そういうふうなことを兼ねてのこ
の身代金の要求といふことが、必ず私
は日本にも起つてくる、こゝ思ひ
ます。いわゆる連鎖反動的な、伝染病

現実の裁判の結果に照らしてみま
すといふと、たとえば昭和二十四年
には三十六件のうち、三年以上の懲罰
を受けたものが三件、一年以上が二十九
件、一年未満が四件、二十五年は五十
五件のうち三年以上が五件、一年以上
が四十一件、一年未満が七件、二十六
年は總計九十一件のうち、三年以上の
刑のものが八件、一年以上が六十四
件、一年未満が十九件、二十七年は總
計百十八件のうち、三年以上が七件、
一年以上が九十四件、一年未満が十七
件、二十八年は總計百一件のうち、三
年以上が十件、一年以上が八十五件、
一年未満が六件、こゝいうふうにな
つております。もちろんこの略取誘拐に
はほかの要素も入つてゐると、こゝ考
へられますので、身のしろ金要求に關
する事案のみではございせんので、
的確な資料ではございせんが、一応
さういふふうな裁判の運用の實際に
なつております。

○中山福蔵君 これは略取誘拐とい
うことに主眼を置いての御意見が多分
あると私見しているのですが、あなたは
検事として色情犯罪に關する統計をす
でに知らんになり、また知悉しておら
れると考へる。色情犯罪が専門家の発
せられた印刷物によつて私が調べて
みますといふと、大体アメリカ、ドイ
ツあるいはイギリスその他の國におき
まして色情犯罪者は大体七才から三才
までの少女を犯してゐる場合が非常に
多い。これは統計の上で明らかにしてお
る。そういうふうなことを兼ねてのこ
の身代金の要求といふことが、必ず私
は日本にも起つてくる、こゝ思ひ
ます。いわゆる連鎖反動的な、伝染病

○中山福蔵君 これは略取誘拐とい
うことに主眼を置いての御意見が多分
あると私見しているのですが、あなたは
検事として色情犯罪に關する統計をす
でに知らんになり、また知悉しておら
れると考へる。色情犯罪が専門家の発
せられた印刷物によつて私が調べて
みますといふと、大体アメリカ、ドイ
ツあるいはイギリスその他の國におき
まして色情犯罪者は大体七才から三才
までの少女を犯してゐる場合が非常に
多い。これは統計の上で明らかにしてお
る。そういうふうなことを兼ねてのこ
の身代金の要求といふことが、必ず私
は日本にも起つてくる、こゝ思ひ
ます。いわゆる連鎖反動的な、伝染病

的な性質をこういふ犯罪はもつておるのでありますから、私は何年か先にできるかわからないというより刑法改正を待つというよりは、これは私は社会治安の上から申しまして、安寧秩序を保持する上から申しまして、刑法を改正するのではございません、この法律では、いわゆる刑罰の程度に対する特例を設けるわけでございしますから、こういう法律は暫定措置として必要じゃないかというのを私自身としては考へるのですが、いかがなものでございましょうか。

○説明員(高橋勝好君) ただいまの御意見は、見方によってはその必要性が私はあることにつきましては、決して反対するものではございません。しかしながら先ほど申し上げましたように、もしこの法案が法律として施行された場合には、同じような犯罪に對して七才未満のものを対象とした場合は三年以上の有期懲役、ところが七才を越えるものに対しては三月以上五年以下というふうなことになるを得ないことになりまゝるので、その辺のことが刑の權衡上いかかと、こう考へられるのであります。

○宮城タマヨ君 ちょっと一点だけ伺います。今の誘拐罪のあの検事の求刑とそれから判決の刑ですね。それが大体わかつておりますか。それから執行猶予されてゐるような件数なんかわかつておりますか。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの問題につきまして、詳しくは資料を持ち合せておりませんが、先ほど申し上げました横浜地方裁判所の判決は懲役十五年の求刑に對しまして

懲役十年の判決になっております。それからあと個々の問題につきましての検事の求刑はわかつておりません。おそれ調査もむずかしいのじゃないかと思ひます。それから執行猶予の件は、先ほど申し上げました件数は、昭和二十四年から二十八年まで總計三百九十九件でございまして、うち執行猶予になりましたのが百二十四件、総件数のうちの三二%が執行猶予になっております。

○赤松常子君 誘拐罪のその人々で男性、女性は何のくらの比率でございしますか。刑の成立したその従来の成績というのですか、男性、女性どのくらの割合でございする罪を犯してゐるのでしょうか。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの件はここに資料を持って参りませんが、調査いたしましたれば、これはすぐ出てくると思ひます。この次の機会に申し上げたいと思ひます。

○委員長(成瀬權治君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して。暫時休憩をいたします。

午後三時三十分休憩
午後三時三十分再開

○委員長(成瀬權治君) 午前中に引き続き、委員会を開会いたします。檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち、売春対策に関する件を議題に供します。本件について御質疑のありの方は御発言を願ひます。

○赤松常子君 文部大臣、大へんお忙がしい中御出席いただきまして、ありがとうございます。大へんお待ち申し上げていた次第です。それで実は売春等処罰法案が否決されたことは、ほんとうに私もとしては遺憾の上でもないことではございません。また一般社会の良識ある世論も、非常にか否決に對しましては遺憾であるという氣持を持っておると思ひます。私には文部省の府にいらして、大抵がこういふ処罰法に對しまして、もつと積極的な意思をはっきりなさつて、むしろ文部省當局がこういふ問題に對してどうあるべきだといふ一つの示唆をなさつていただきたいくらいに実は思つておつたのでございしますけれども、こういう賣春等処罰法案に對しまして、そういう動きを文部省當局でなさなかつたかといふことは、私大へん遺憾に思つた次第でございします。そこで私も尋ねたいのでございします。十九日に自由党、民主黨の委員の方から附帯決議がなされました。その中今後、文教、保健、それから道義、社会秩序という点を考慮いたしまして総合的な対策を立てるといふ文句をうたつてございしますが、こういうことに対して文部省の府においでになります大臣が、將來賣春等処罰法に對し、どの程度熱意をもつてそういう総合対策をお立てになる御所見でございしますか、お伺ひいたしたいと存じます。

○國務大臣(松村謙三君) お答えを申し上げます。私の方で言へますことは、今日の社会の狀態が風教の上においてどういふふうになつておるかといふことでございします。賣春の問題もその一部であるわけではございします。これは理想的に申しますならば、そういう法で取り締まらなくて、道義の面でそういう白濁の心、それからまたそういうことをせんでも生活が立つていく社会の面からしてこれを矯正していきまゝことが、私もこれはこれが理想的の道であらうと思ひます。

そこでそれができない場合において賣春法などというものがお考えになられることになるわけではございしますが、私さういふ意味から申しまして、できるだけさういふことはなくとも、世の中がきれいになつていく道をとるのが私どもの責任であらうと思ひます。それでございします。現に、これは私の口からかういふことを申してどうかと思ひますけれども、賣春といふ名を打たない風教の頹廢といふものが、私どもも預りいたしております教育のまだ年若い人たちの間に相當にあるといわれております。たとえば鹿児島辺りの事件などは、これは賣春になるものでありますけれども、それは賣春の乱れといふものが、実は私これを否定することとができません。現にやはり婦人の方で、ずつと全国の学校のさういふ風教を調べた方がおられまして、さういふ方のお話を承りまして、それを半分に聞かされても、これは捨てておけぬといふ氣分がいたすのでございします。私として、お尋ねになりますならば、さういふ面は何としまして学校教育の道義といふ面、それから社会の風教の改善といふ面へ、これは國もさうでございしますが、皆さん有識の方々がその面へ全力を注いでいただかなくつちやならないことと、さういふふうにお考へております。

○赤松常子君 文部大臣が最近の社会道徳の頹廢、それから学校教育の中に、その生徒たちの中にもさういふ風潮が非常に高まつておるといふことをお認めになつたといふことは、私はさもありなんと思つたのでございします。それならそれで、さういふ教育対策をなさつていらつしやいますのか、純潔教育をどういふ計画をもつてなさつておいでになるのか。具体的にさういふ賣春及び道義の頹廢に對して、特に教育対策をお取り上げになつた事実がございしますか。さういふお考へはあるといふことは伺ひましたけれども、それを、具体的にさういふ方法をもつてそれを少なくする、あるいはきれにするといふ対策をお立てになつたのでございしますか。事実があつたら伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) これはなかなか一つの道からは矯正はできませんけれども、いろいろの面から矯正しなかつたやうな面から社会的な風教を直すといふ根本的の面から一つ。それから学校教育の上から申しますと深く検討しなければならぬ。それは重大な問題でございしますから、決してここに断定的に申しませんけれども、男女共学などというところは、これは純潔教育が完全に行われ得ないといふことを前提としないならば危ないです。それでこの男女共学の風を維持していきまゝのには、純潔教育に今後うんと力を入れてやつていかなくつちやいけない、そしてやはり学校の社会教育と申しますか、品性の陶冶といふことに、まあこれはかなりやありますけれども、それに非常な重点を置いてやつていかなくつちやならぬと思ひます。私どもはそれに全力を注ぎたいと考へております。

○赤松常子君 私將來のさういふ御計画をお聞きするのはおそいと思ひます。

でございます。もうこういう事実は、日に日に深刻に社会面に現われている現象でございますが、それを特に取り上げてどういふ対策をなさつていらいしやいますかというのを聞き出すのであつて、これからそういうことをしたいとおっしゃることは、もうそれは当然のことでございますが、特に最近、ここ二、三年制服の女子がサロンに現われたりするようなことがたびたび報ぜられておるのでございます。そういうことに對して特に警告を發するとか、あるいはその純潔教育の重要性を取り上げて警告をなさつたとか、それがあつたら伺いたいと思ふのであります。

○國務大臣(松村謙三君) これまでに、おきまして地方の教育委員会等へ常にこれらのことにつきまして注意をいたし、勧告もいたして参つておるのであります。ただ、今日の教育制度の上から申しまして、決して責任を避けるわけじゃございませんけれども、勧告、注意くらい程度であつて、直接これに作用することはできませんから、学校側の要請も十分に、直ちにこれに對する措置はできませんからでございますけれども、もちろん権限の許される範囲内においてはできるだけのことは努めておるわけでございます。

○赤松繁子君 文部大臣のお氣持は私よくわかるのでございます。よくわかるのでございますが、もっと私貞剣にお取り組みになつていただきたいと思ふのでございます。松元事件で現われまして事務でもわかりましたように、制服の娘たちの問題が話題になつたのであります。それからまた最近、火だるま事件のような、誠に恐るべき事件

も起きておるのでございます。そういうことがひんびんとして学生を中心として起きております。現在特に文部省としてそういうことをお取り上げになつて、あるいは省内でも問題としてお取り上げになつたのか、そういうことの具体的は何をなさつていらいしやるのか、今なさろうとしていらいしやるのか、今こういうことが省議として取り上げられたことがございますのか、それ伺いたいと思ふ存じます。

○國務大臣(松村謙三君) これは教育全体の面でございますから、今これ以上特に取り上げて具体的に申し上げることはございませぬけれども、この面については、相當に神経的に考へまして、できるだけの措置をいたしております。と、品性の教育といひますか、この面を特に重視して今日やつております。私になりましてからも、先任者の考えを繼承いたしましてやつてきておるのであります。しかし一般の道義の高揚に對する何は、長い間開却されてありましたので、やはりこれから効果を上げなくちゃならぬ問題になつておるわけであります。純潔の問題も同様でございます。効果はこれからの努力によつてあげたいと思つております。

○赤松繁子君 三十年度の予算で、新生活運動の展開が文部省を中心に計画されておりますことは、私も大へん希望的に考へておる次第でございますが、新生活運動と、この青春を絶滅する運動及び純潔教育を進める運動、そういうふうなものと何か関連して御計画がございまして、どうでしようか。新生活運動の中に、こういう問題

をお取り上げになるお考えでしやうか、いかがでございますしやうか。

○國務大臣(松村謙三君) 實はあの新生活運動は、これはごく最近に、總理大臣から各階級の代表的の方々をお呼びいたしまして、そうして、この國民の生活の規制というのを道義的に、経済的にも、また文化的にも立て直したい、そういう趣旨において御協力、御協力じやない、あなたがたの手でこの運動をお始め願へませんか、と、こういう呼びかけをいたしまして、それで、これらの方々の御協議によつて、これはあらゆる団体の方々のお寄りのところで何をやるかということもそれでお取りきめをお願いしたい。こういう考へ方で出發いたそうと考へております。それは政府がやりますと、他から何しと、いふゆる上意下達といひますか、翼賛体制のようになってはなりませんので、まずそういうことで出發を最近にいたすことになつておりますが、しかしながら、それはその団体ができましたらば、生活といひます、これはやはり道義に結びつき、裏表をなすことは当然でありますし、この社会風教の面のことも、やはり生活の一端だろふと思ひます。従いまして、新生活運動の重大な面として、こういう風教のことが取り入れられますことは、これは私も信じて疑いません。また、それを取り入れられますならば、私もこれに協力いたしますので、そうして全国のこの亂れた生活を引締めなくちゃならぬ、こういうふうに考へております。

○赤松繁子君 もう一つで終りたいと思ふのでございますが、十九日の衆議院法務委員会最後に青春法案が否決

されましたときに附帶決議がつけられたわけですが、その中に今申し上げましたように、文教や保健、各方面の立場からいろいろ総合対策を立てて十分なる法案を次の国会には出したいという内容でございますが、その中に特に文教といたつてございまして、この文教と青春法の成立に、ぜひ文部大臣もつと決意をお持ちになつていただきたいと要望いたしますが、特に文教方面からこの青春法、完全な青春法の制定にどういふ御抱負、それからどういふ点を織り込みたいとお考えでいらつしやいますしやうか。その点を伺つておきたいと存じます。

○國務大臣(松村謙三君) 實は私文教の上から申しますならば、先刻も申し上げました通り、できるだけ法によらないでも引き締めができるようにといふのが私どもの考へでございます。今日の状態においてどの程度のことをいたしたらいいかといふ、法的にやればいいのかといふ研究は私十分いたしてはおりません。しかしながらその規定は、これはよほど今申した世の中の乱れといふことは、必ずしも法一つではなかなかみていくことはできませんもので、矯正ができませんから、その事態はどうしても文教の面から大きく働いていき、そうして法で取り締まるものは、これはやむを得なからうといふところのものである方が私は理想であらうと思ひます。

○赤松繁子君 ほんとに文部大臣のおつしやるように、教育のこととは法律以前のことでと思ふのでございまして。そういう考へであればこそ、私はもつと明確に、こういうことをなからしめるためには、どう教育をしなく

ちやいけないか、どういふ具体的な純潔教育のプランを立てなくちやいけないかといふことを、十分御立案願ひたいと私は念願する次第でございます。だからこそこの新生活運動と結びついていらいしやるのでございまして。そこで私も新生活運動をお願いいたしたいことは、民間の婦人団体で、この新生活運動を官製に終らせたくない、民間から盛り上げた力で運動を進めたいという目的をもちまして、新生活運動促進協議会といふものを持つて、次第であります。そこで新生活運動で何をとり上げるべきかといふようなことがいろいろ協議されて、会合をたびたび重ねておつて、中にある団体は、やはり青春問題を絶滅するために五千万円の予算を使わせてもらいたいといふことを言つておられる団体もあるくらいであります。これが全部それに使われたいといふことは不可能でございますし、やれども、どうぞ五千万円の予算で今大臣のおつしやるように、青春は法律以前の教育問題であるといふ御観点から、相當の予算がこゝろ青春を絶滅する、またその根本である道義を高めていくといふ方面に回していただくものかどうか伺つておきたいと存じます。

○國務大臣(松村謙三君) その点でございますが、ただいま私の方針をいたしておりますところは、そういう一つの大きな國民運動の組織がございまして、そこでいろいろの計画がございまして、たとえば食生活の改善、衣類の改善、あるいは今お話しした國民風教に關する正面の面、いろいろされております。そしてそこに一つの計画が必ず組織的に立つてくると思ひます。

それに予算を流そう。すなわち新生活運動のまとまった、大体その計画ができたときに、その方に流そう、こういう考え方を持っておりまして、すべては民間の盛り上げる機構へ流して、今お話しのような日本では今いろいろ新生活の運動をやっているが、古くからやっていらつしやる、団体が相当にありますが、そういうのに今申したような点から新生活運動の本部で統一のあるなをやっていただきたい、こういうふうなことを考えております。

○赤松繁子君 もう一つちよつとお願ひいたしておきますが、より完全な春等処罰法を作ること、これがこの決議にうたわれておるのであります。どうぞ最初に申し上げましたように、法務省だけにまかしておくと、教育運動、これがことに大きな根にならなければならぬと思つてございますから、文部当局におきましてこの法案の作成に当りまして、もっと積極的に意見を提出しになり、もっとこの法案の促進に、ほんとうに教育の面からの新しい一つの理念というものを示したいだいて、十分お考えを出していただくようにぜひともお願いしたいと思つております。従来どうも文部当局がこういうことに對してはほんとうに熱心さを欠いていらしたというところは、私も大へん遺憾に思つた次第でございまして、今後こういう促進のために、もつと教育関係の方々が十分なる力を惜しまず出していただきたいというこ

とを強く強く要望したいと思つております。

○中山福藏君 私は文部大臣に三點お伺ひしておきたいと思つております。大体国家社会の進歩というものは、いわゆる時代感覚というものを子供に周知いたして浸透させるということが必要だと思つております。それで善悪の標準というものは、時代とともに変わってくる。たとえば社会主義というものは二十年前は非常に最悪のものだと日本でも考えられておつた、社会主義というものは現在ではそんなに悪いものじゃないということになつておる。現在ではソ連では共産主義というものは最善の道徳だと思つておる、日本では最悪の道徳だ、これは所と場所によつては最悪の道徳が違つておる。そこで今日の子弟教育というものは、善悪の標準の区切りをどうつけぬ。そうしていつに死を養美する。その煩悶の中に彼らは死を養美してあるいは琵琶湖の心中、あるいは青酸カリを飲んで死ぬ、結局落ちつくところはそういうことになつておる。これは社会の指導者の一部を担任しておられます。いふものは、時代感覚の正しい認識を子供に得させるといふことに手落ちがあるのじゃないかと実は見ておる。そこでこの善悪の標準というものは必ず移つていく。これは哲人の目から見れば善悪はないでしよう。しかし平面的に社会というものの立場から見ると善悪は生れてくる。だからこの世の中は善と善との戦ひです。だから私も子供に善を植へつけて悪を庄倒する力を与えたいというところに、教育の標準を置いていかなければならぬと私は考へております。しかるに今日日本では

文部省は二つあると見ておる。教職員組合というものは膨大な組織を備へて、あなたの方の言うことはなかなか聞かない。そこに文部省としてはどういう筋道を立ててこの移りゆく善悪の標準というものを子弟の頭に浸透させるような処置をとつておられるかどうか。またそういうことについては全然関心がないのかどうか、これをまず承つておきたい。

○国務大臣(松村謙三君) お話し通り世の中の移り変わり、変遷が道義の立て方にもあります。これは申しさすまでもないことと申します。しかしながら道義と善悪とは何ぞやと申しますれば、社会に人と人が交つておる互いによく生きることが、すなわち善であらうとわれわれは考へておるわけでありまして。そういう意味から申しますと、私どもは教育の標準というものは何としても一つは高い道義、品性、それは世界のどの民族と交つても尊敬を受けるだけの品性と技術、それと豊富な常識を涵養させることが大體教育の根本でないか、こういうふうな考へておりました。それを目標として人を仕立てていくべきであると思つておる。ことに交通がこれにより発達してより十年、二十年後になつたならば世界の民族は、今東北の人と九州の人がおつき合ひするがごとく頻繁な交通をするにきまつておるから、そういう人間を作るのが教育の本筋でなからうかと思つてございまして。たださうに必要なのは、日本の民族であるがゆえにその民族を愛する、祖国を愛するといふ気分は、これは家庭に生れて家庭を愛すると同じことなんですから、愛国と言へば軍国主義に使われた

から今日はい使ひませんけれども、しかし同胞愛、民族愛といふものは、これは当然あつてしるべきもので、これは私どもは力を尽して高揚すべきものであると考へます。それでこういう方針がこの教育の基礎と考へましてそれを普及するために文部省も努力をいたし、私どももその趣旨で今日やつておるようなわけでございます。

○中山福藏君 日本においては憲法第十九条において思想の自由、良心の自由を憲法で保障しておるわけでありまして、でありますから現在行われておりますいふゆる超国家的な思想が、この憲法第十九条の規定に立脚して何を言つてもいいのだと、ことに世間から尊敬を受けるような人が野放しに勝手なうだいな思想といふものを宣伝してゆく、そして新奇を好むところの青少年はこれにつられてついてゆく、そこで私は文部大臣にお尋ねしたいのは、この憲法第十九条の思想並びに良心の自由といふものは、これは社会公衆の福祉を超越したいわゆる憲法上の思想の保障かどうか、あるいはまた教育の力によつてそういう憲法の保障があつたとしても、これがあなたの方の力でたとえこういう規定があつても、おれは文部省の責任者として青年の指導に對してはこういう目標を示さなければならぬといふ確信のあるあなたに指導目標を、心のうちに持つておられるかどうかといふことが一つ、それから大體この善といふ、悪といふ、これはその国々による情性的な一つの偏仰であると思つておる。これがなぜ善かといふことはだれでもこれを肯定し否定することのできない思想上の問題でありまして、私どもは国民としてこれ

を情性的にこれは善だと、これは悪だと考へてゐる。だからその善悪の標準といふものは、ただいま文相の仰せられた通りに東西交通のひんぱんな今日におきましてはこれは時々刻々変わるのです。だから今までのような鎖國的な日本の善悪の標準といふものは、今日世界に共通しないといふことになつてきておる。そこで非常に青少年は迷つておる。それが一つなんです。そこでこゝを言つて、時間が制限されておりますので、あわせて私は第二の問題に移るのですが、そういう点文部省として十分御研究にならなければならぬといふこと、三、四代文部大臣の、これは大へん失礼ですが頭の程度を私は静かに見ておる。見ておるといふことも時代感覚にそれとやせぬかといふことをいつもその点から感ずるわけなんです。どうかお願ひしておきますが、議論すれば果てしがありませんから、これは私は希望しておきます。そういう点についても文部省はぜひとも時代の先端に立つて、善はかくあるべきものであるし、ただいまの善はこういうふうな自分なんか判断しておるという一つのちよちよちんだだけ、文部省の手によつてつけてもらいたい。そういうことでなければ、青少年はやり切れません。今日のような雑多な思想がはらんしておる今日におきましては、これは私はお願ひしておきます。議論すれば果しがありませんが、その点議論しません。第二の問題は、大體演劇、芝居といふものは、げすの道徳と昔から言われておるのです。今日思想の悪化とか善導とかいふものは、どうしてもこの演劇あるいは、浪花節あるいは、落語といふものに待つ

て、これが私には一番いい善導の方法だ
と見てゐるのです。この間私は明治
座に水谷八重子の芝居を見に行きまし
たが、あれなんか実に上品です。ああ
いうふうな演劇とかなんとかいうもの
は、相当の文部省が手をお打ちになら
なければ、これは幾ら五千万円の新生
活運動の費用をお出しになつても効果
がない。結局そういうふうなことをや
る人の毎月の暮しのかてになるのじゃ
ないかということをおそれているので
す。それはむしろ手つとり早く現在
やつておきます演劇、そういうものを
一つ手をつけれられて、金の要らない
社会善導の方策を講じられたらどうか
ということをお考えしておりますが、文部
大臣の御意見いかがでございますよう
か。

○国務大臣(松村謙三君) ただいまの
お話しでございますが、思想の自由
は、これは憲法の保障するところであ
りますが、しかしそれが行動に移り、
ときにはやはり国、国民の社会を破壊
するやうな言動は、これは制約を受け
ることは当然であらうと思ひます。た
だこの教育の面はお話し通り非常に
重要なものでありますから、それはよほど
の見識を持つてぜひみていかなうか
ならないのではなからうか。一例を申
しますならば明治維新の後に福沢諭吉
先生の、当時武士の封建思想の最も
まだ破れないうちに拜金宗と言われ、
前だれ掛けと言われたあの慶應義塾の
教育などというものも、当時としては
実は思ひ切つたことであつたろうと思
ひますが、それが明治の繁栄をきたす
原動力となつておるわけでございます
す。そういうような点からみますと、
先刻もお話しの通り、これは将来を見

抜いて教育をあらかじめ画一的にする
わけにもいかなないのでなからうか、
しかしながらそれにも大よそ限度があ
るわけでございますが、こういうこと
を考へてみますと、文教といふもの
のはいかにこれはむずかしいもので
あるのでございますが、ぜひ正しい道
を進むようにしなくちゃいかぬといふ
ように考へております。演劇演劇、そ
れから映画等につきましては、これは
お話し通りでございますが、今私ど
もはそれに相当に力を入れてゐるので
ございます。一面には映画あたりを何
とかよくしてもらいたいと思つて、そ
の経営者などにも絶えずの接触を保つ
て何をしてもらつておる。もう一つ
は、教育映画なども作りまして、そ
うして教育の面に映画を利用するよう
にやつております。現に民間で作りまし
た教育映画を指導する、あるいは文部
省で教材を作るといふやうなわけで、
相当にこれを使つておりますが、何分
まだ初めでございますから、十分のと
ころまでいきませんけれども、漸次こ
れが教育の上において大きな面を占め
るやうになることは明らかだと思ひま
す。それと教育上の放送と、こういう
ことも努めて今日やつておるわけでご
ざいます。

○中山福蔵君 私はこれで最後でござ
います。私は文部当局は他の省と
違つて少くともその宗教的な信仰を
持つておらなければ、今日の日本の建
て直しはできないと思つておるの
です。私は一番文部省に期待を持つてお
るのです。また文教問題について私は
最大の努力を払ひたいと思つて、今日
議席を持つていうことに努力したつも
りでございます。そこで最後にお尋ねし

ておくのですが、先ほど文相が、男女
共学というの、やはり性の問題につ
いて非常な悪い影響を及ぼしてゐる、私
はこうみております。これは国民性とい
ふものが、鎌倉時代からの日本の廉
恥心といふものが日本の道徳を構成し
てゐる私は思ひます。この廉恥心とい
ふものがなくなると教育といふものは、
これは何をやつても野放しなんです。日
本の今日の状態は、ことに社会科の六
年生の私は書物をきかう食堂で説ん
でみた。これなんかめっちゃくちゃで
すね。今日の教科書なんていうもの
は、そういうふうな男女共学のところ
ろへもつてきて教えるこの教科書とい
ふものは、これはもう私どもも見て
實際慨嘆にたえない教材といふもの
を繰り込んであるのを、私は痛感い
たしました。それで私はやはりこの
日本の国情に即した、あるいはただい
ま文相のおっしゃいますやうに祖國
を愛する気持があれば、もう少し男女
共学についてもただ単にこれを悪いと
いうだけじゃなくて、これをどうすれ
ばいいかといふことを善悪のなにか
かつたら、すぐ手を打つていただかな
ければ、亮春問題なんかといふこと
も、やはり性に対する欲求がそのうち
に一つ含まれてゐるというところは私
は間違いないと思つてゐる。なるほど
乏な家庭からそういう人が出ることも
ございましょう。しかし性に対する興
味を持つてゐるんです、ちかごろの青
少年は。これは文相の言われます通
りに男女共学といふことが一つの遠因
をなしてゐると私は思ふのです。私が
男女共学を非難するといふと、あれは
時代おくれだと言つて、私を逆にまた
攻撃する人があるといふことを私は

知つております。しかしときと場所とを
ころといふものを頭に描いていない、
何と申しますか、頭の程度の低い人の
言ふことだと私は笑つております。そ
うして最後に私がお尋ねするのは、男女
共学の問題についてどういふふうな措
置を文相の御任中におとりになる気
持か、それを一つはつきり承つてお
きたい。

○国務大臣(松村謙三君) これはただ
私の気持を先刻お尋ねに對して申した
だけでございまして、これに対する措
置等につきましては、いまだこれを十
分の検討もいたさひまもございませ
ん。またこれは重大でございまして、か
かりそめなことも申し上げられないと
思ひまして、今後の研究に待ちたいと
考へております。

○宮城タマヨ君 文部大臣に當委員會
におでまし願ひようにお願ひしまし
てから数カ月でございまして。いろいろ伺
いたことがたくさんございまして、
時間がございますから亮春等処罰法
案に關しての御意見はまたの折に譲り
たいと思つております。ただ一、二
点伺いたいことは、文部省が性に対しま
す教育について、その根本精神はどこ
にお置きになつておるかといふこと
でございます。それは以前は家庭教育で
も学校教育でもその通りでございま
すが、女子教育といふものを特別に扱
ひまして、ことに女子の貞操といふや
うな問題は、女子教育の中心におい
て取り扱われておつたものでござい
ますが、今日新しい憲法になりまして、こ
の女子だけの貞操問題といふやうなこ
とは考えられませんか。そこで文部省
のお取扱ひになります教育の根本方針
といふものは、自然に新しい憲法によつ

て變つてきてゐるはずだと思つてお
りますが、その点について一つお話し願
ひたいと思つております。

○国務大臣(松村謙三君) こういうこ
とを申してどうかと思ひますけれど
も、事実でありまして、これまで御承知の通
りその地方々々の地方教育委員會及び
教師の大体考へ方によつてこれらの問
題は取り扱われてきたものと思われま
す。そうして倫理などを正課とするこ
とは、もちろん社会科のうちでなす
ることもある程度の物議があるのは御
承知の通りであります。そういうこと
でありまして、現在において今日まで
とられてきたものと申しますならば、
性教育といふ側から純潔の問題が取り
扱われてきておることと思ひます。そ
の性教育の問題から純潔を説くといふ
ことは、これは非常に困難なことであ
らうと思ひます。また教師の人格によつて
非常に効果があるのと非常に害がか
へつてあるやうなものがございまして、
その間のなには全く苦しみで参つて
た、こういうふうな中よりほかに
ございまして。今後は社会科の方に
おいてもそういう面を強く打ち出し
て、いわゆる貞操と申しますか、純潔
と申しますか、その問題に十分重点を
置いてやつてゆきたい、こういうふう
に考へております。

○宮城タマヨ君 この文部省の教育の
根本方針といふものは、内閣が變りま
しうが、大臣が變りましうが、私
は一環したものがなければならぬ、
こういうふうな考へております。それ
で純潔教育などといふ、ことに今日の
世相にかんがみまして、最も重大な教
育の重要性を持つておりますこの問題

などにつきましては、もうとつくに文部省がその根本方針をどこに置くか、もちろん地方の教育委員会に託する点もございと思いますけれども、しかし私はどうしても文部省の動かさるところの根本方針は立ててなければならぬものだと思っておりますが、それは今までなかなかむずかしい問題であるから、確立したものはないと仰せになったように伺つてよろしゅうございまいしょうか。

○國務大臣(松村謙三君) それはいいわけではございません。教育勅語がつついえまして、そうして終戦後の教育の方針というものがどこで示されているかと申しますと、御承知の通り教育基本法の法律として示されている。こういうわけでございまして、あの基本法の条項を祖述しているのが今日の文部省の教育の根本方針だ、こうお答えするよりほかないのでございます。その中に性教育もしくは品性の問題につきましては、人格ですか、たしか人格を完成するという文句があったと思いま

すが、そういう意味をふえんすれば、自然にそれらのものの方へもくるわけでございますけれども、大体あの基本法を基礎としている、こういうわけでございます。しかしながらこれは法律でございますして、そうして多くの人がこれを周知いたしております。またいろいろの議論もございまして、それでまた教育勅語のようなものではないが、やはり文書に書いたものを作つたらどうかということは以前からあつたやうでございますけれども、これは教育勅語にかわるような教育の大本を示すものを文書で一体文部省から出したといたしても、そういうものがどれだ

けの力になるかと考えますと、どうも私は自信を持てぬのであります。なぜかなれば、ああいう道義の考え方というものは、やはりお釈迦さまだの、クリストだの、孔子だのという偉い人から出て、初めて千年も二千年も感化を人類に及ぼしている。明治の教育勅語というものの権力で普及させたものでもありましようけれども、やはり明治大帝という人の個人の人格というものがあそこまでできたものでありますか

ら、今文部省でわれわれが教育の方針はこれだというようなことを出してみても、なかなかああいふふうには行われないと思っております。従いまして私どもは文章では書かないけれども、教育の根本方針は先刻もお答え申した通りに、大体國民が常識をもつて、親たちもこういうふうに子供を育てるんだという常識的に考えらるるようになって、初めて動かさざる教育ができるんだと考えまして、そういう意味において今日やっているような次第でございます。

○宮城タマヨ君 残念ながらその点につきましても、もう時間がございませうから次回に譲りまして、いま一つ伺いたいのは、今日この風教の乱れております、そうしてことに純潔教育に係っている諸問題につきまして一体文部省はどういうふうに調査をし、どういうふうに手を打っていらっしゃるかというその実際問題をありのままをおっしゃっていただきたい。

○国務大臣(松村謙三君) これも何もかもあるままに申し上げます。これは御参考になつていいと思います。地方の学校々々の情勢がそのまま直ちにわれわれの方に右から左にわからん

です。地方の教育委員会から私どもの方が頼めばたまに報告をよこすくらいのものでございましてわからない。昔視学の制度がございました。視学の制度がありましたが、それも今日では地方の学校に対してはございません。こういふようなことでございまして、全国の学校の状態は、これはこういうことを申してはほんとうに相済まぬことでございますけれども、一々手にとるやうに文部省には集まつてこない組織

になっているわけでございます。それでこれでは文部省は監督權も指導權もないわけでございますから、そういう必要はないということになっているでしょうけれども、これでは全く事情がわからずに文政をやつていくということとは、めくらでやつていくというようなことではこれはいけませんから、これから地方の教育の情勢が文部省ではよしあしともによくわかるようなことにやりたいと思つて、今各方面へ手をつけているわけでございます。

○宮城タマヨ君　そうすると今の文部

省は役に立たないので、文部省がほんとうに文部省らしい仕事をするような機構に変えなくちゃならぬということに承わっております。

それから先ほども大臣の御答弁の中に、実は一婦人が地方の学校の風紀を全国的に調べて歩いている者がありません、それから聞いたとかというようなお話をなさったのでございますが、私はこういふことはまことに残念なことでございまして、せんだって鹿児島県の事件が起りましたときに、文部大臣が本会議で藤原委員の質問に対してお答えになりました、今日その速記録を持っておりますけれども、あの事件

につぎまして十分に調査をしましたところ、言葉をもって言うに忍びないような状態でございまして、今ここで言うのものはわかりますというような御発言がございましたように記憶いたしております。そこで私はどういう御調査ができてゐるか、秘密会議でも開いて委員会で十分一つ伺いたいと思つておりましたのでございますが、私の調査いたしましたところによりますと、これはあの松元事件に関係いたし

ました高等学校の生徒というものは、あの事件以前に学校の問題があるということを私は文部省が調べていないというのではないと思う。高等学校同士で男の子と女の子と大へんな問題を実にたくさん起しているという。しかしながら学校ではそれを発表すること是非常におそれまして隠しておりました。その事件は御承知でございますようか。

○國務大臣（松村謙三君） 実はあるのときは十分にわかりませんものですから、鹿児島へ電話をかけまして、そう

してあそここの教育委員会の責任者に上京していただきまして、そうしていろいろな話を聞いて、それでどのようなことがわかった、こういう次第でございます。

○宮城タマヨ君 承わっております。それでそれは高等学校の生徒が制服をつけてということで非常に問題を大きく取り上げたのでございますが、大臣のひび元でございます東京あたりで今日生徒に、また学生に制服を脱がせて、たくさん売春婦に宿屋が、料理屋が、飲食店が使っているという事実を御存じでございますか。それは数におきましてとてもたくさんいるであらう

ということは何から推しますかという
と、今日家庭裁判所の少年事件として
そういう二十才以下の子供が非常に威
犯少年、犯罪少年としてあげられてお
ります。そのあげられておりますと
ころから推定してみますとずいぶん
数に上っているというのを私も憂
えております。文部当局はそういうこ
とを御存じでございましょうか。

○国務大臣(松村謙三君) 詳しい調査
は、信憑すべき調査は持っております

んけれども、今お話のことをそうでないかと否定することができませんことは、まことに残念であります。

○宮城タマヨ君 まことに残念でございます。そこで最後に一つ伺いたいのは、今日学生のアルバイト、こういうものは非常にアルバイトの範囲が広く、そうして女の子はやはり性道徳についての考え方が非常に違っておりまゝのですから、身体の一部をもつてアルバイトをするのが何だ、正しいじゃないかという言いわけをしながら、アルバイトとしてかせいでおりますとこ

ろの生徒、学生がたくさんおりますのでございますが、一体文部省はアルバイトについて野放しするおつもりでございませうか。

○国務大臣(松村謙三君)　ここに参りますと非常に困難な問題でございまして、東京あたりにおきましては学校のことは大体見当はつきますけれども、放課後家庭に帰つてからどうするかということは、實際わかりませんものです。今お話しのようなことはないとはいふことは申し上げることもできません。今のお話しのことはこれはやはりせんじつめてみますと道義の、品性の問題でございまして、それを強く学

校で教えていくよりほかに道はないといふことを考えているのでございませう。

○宮城タマヨ君　そこでこれは文部省の教育の根本方針というものが非常に問題があると思つております。等々いろいろございませうけれども、時間がございませんで、また次回にお願い申し上げたいと思つておりますが、私の今日の質問はこれで終了します。

○赤松常子君　文部大臣に一つ要望申し上げたいと思つております。今後売春処罰法を完全なものをお作りになるという政府の意向でございませうが、どうぞそれに対して法律以前の売春絶滅対策と申しませうか、あるいは道義を引締めめる対策と申しませうか、そういうことを一つ文部省の立場において、文教の立場において一つ要綱というものをお作りになつていただきたいと思いますのであります。従来そういうものを示されていないと私思つておりますが、このチャンスに、この機会に文部当局としてこういう問題をどうして絶滅したいのかということを一体系的におまとめ願いたいと思つてございませう。それをできるだけ早く御発表願えれば仕合せだと思つてございませうが、それをお願いいたしておきませうが、どうぞちよつとお考えをお聞かせ下さいませう。

○國務大臣(松村謙三君)　よく法務大臣と御相談申し上げて善処いたしたいと思います。

○赤松常子君　花村法務大臣に伺ひますが、私家議院におきまして、この売春等処罰法案の審議を全部傍聴する機会がございませんでしたけれども、大事な委員会及び最後の委員会にはずつ

と出席いたしまして、大臣のお言葉も大体承つたのであります。私まことに失礼なことを申し上げるかも知れませんけれども、まことにつかみどころのないと申しませうか、ほんとうに私どももいたしまして思つておりましたものですけれども、最初はかなり誠意ある御答弁であつたのであります。が、具体性のある御答弁でございませうけれども、だんだんおしまひにいくにつれて、どこがどうかかわからない態度なり、御所見に變つて参りましたことは、ほんとうに私どもはとて

も残念、失望をいたした次第でございませう。それで私最後にこの附帯決議というものが可決されまして、これも何だか私どもすらつとすなおに受け取れない後味の悪いものを感じつつ、これがきまつてしまつた次第でございませう。売春等処罰法案を、その一つの手段に、こういう決議を出してあるからいいじゃないかという言ひが、わける感じが受け取つたのでございませう。これは正直私どもの感じでございませう。これは社会的良識もさういふ受け取り方をしたと思つてございませう。さういふ段階になりまして、これからなんでもございませうが、この決議に従つて法務大臣は関係当局を奮勵なさいます、これにうたつてあります。よろしく、次の通常国会までには必ずしも完全な、今出されて否決されましたそれに欠けているものをつけ加えて、あらゆる角度から非難のない法案を作成してお出しになるお考えでございませうか、まづ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(花村四郎君)　私の売春法案に対する答弁は、始まりとあとと違つたというお話しであります。が、私といたしましては終始誠意をもつて答弁をいたしたつもりでありまして、その点は神明に誓つて相恥じざるものがあると思つてございませうと思ひます。そこでただいまの御質疑であります。これはなかなかむづかしい問題であります。むづかしい問題であります。が、ゆえに再三国会に提案せられても、まだその通過をみないといふようなことに相なつております。ので、まことに私どもも遺憾であるとは存じております。しかし社会から売春等に関する行為を抹殺して、そうしてきれいな世の中を作らなければならぬという意味においては、私は双手をあげて賛同する次第であります。この見地に立つてやはり売春法案も必要であらうと思つておるのでございませう。従ひまして今回衆議院において附帯決議がついて否決をせられたのであります。が、政府といたしましてはたまたまありますところの売春問題等対策協議会が多分八月の九日に最終の結論を出して、さうして大体答申という運びに相なつておるといふ話であります。するので、従つて八月の九日にいづれりつぱな答申が出るであらうことは想像にかたくないのであります。法務省といたしましてはその答申に基づきまして、さうしてこの国会の決議をあくまでも尊重するといふ建前のもとに、りつぱな法案を作つて、国会になるべく早い機会に提案をいたしたいと、こう考えております。

○赤松常子君　また私はなるべく早い機会にというよりなことで、あやふやな雲行きになりかねないと思つてあります。この決議には次の通常国会には

必ずとはつきり明記してございませうです。それから、さういふめどというものが一応できておると思つてあります。が、法務大臣はこのめどはどういうふうにお取り上げになるのでございませうか。

○國務大臣(花村四郎君)　その準備ができれば、なるべく早い機会に出したいと、さういふのであります。が、あながち通常国会を待つまでもなく、あるいは臨時国会までに間に合う場合においては、臨時国会に出してもいいという意味であります。から、考え方としては通常国会に出さなければならぬといふような考え方がより一歩進んでおると私は申し上げてよろしいと思つて、臨時国会に出すことがいかんといふこととであります。ならば別ですが、なるべく早い機会に出したいといふことは、私はけっこうじゃないかと、こう思つております。

○赤松常子君　法務大臣どうぞ茶化さないでいただきたいと思つてございませう。従来の法務大臣の態度、言論からいたしまして、通常国会を待たないで臨時国会に出してもいいじゃないかとおっしゃること、まことに私うれしいうる。また茶化されていふような、ばかにされていふようなさういふ受け取り方しかできないといふこと、私は法務大臣に対して失礼だと思つてございませうけれども、さういふ印象を今まで与えておいてなつたからだと私こう思ひます。どうぞどうぞ、早ければ早い方がよろしいのでございませう。ほんとうに真剣に、誠意をもつて臨時国会に、じゃお出しになりますか。

○國務大臣(花村四郎君)　前からたびたび申し上げる通りに、なるべく

く早い機会に出したいと、さう考えております。それから、そのまためどに向つて万々の準備を進めていきたいと思つておるわけでありまして、決して神聖なる国会において国家の代表でありするあなた方を茶化さうといふやうな、そんな大それた、大胆な気持は持つておりませう。私は正直であります。がゆえに、いついかに出したいと思つて、もし出せん場合には皆様に申しわけないと考えておるがゆえに、なるべく言つたことは実行に移していくべきだといふ意味において、正直のあまり私は率直に気持のまま言うておるのであります。から、悪い意味に取らなうで、善意に一つ御解釈をお願いしたいと思います。

○赤松常子君　それでは、善意に理解いたしまして、私が通常国会と言つたら、法務大臣が裏をかく臨時国会でもいいじゃないかとおっしゃる。私が、じゃ臨時国会にお出し下さいませうかと言つと、なるだけ早い機会にと、またそこをつつとおはぐらかしになる。ほんとうに私どもをこらしめていかうございませう。まあ私善意に解釈いたします。できるだけ早い、臨時国会にでもお出しになる御意思があると、さう解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(花村四郎君)　これはなかなかむづかしい問題であります。口で言へばまことに簡単であります。が、御承知のように、たとえただいまあります売春問題等対策協議会の答申がありまして、その答申に基いて、法務省でよりよい案を作つたと仮定いたしまして、それで直ちに国会に出し得るものじゃござい

く早い機会に出したいと、さう考えております。それから、そのまためどに向つて万々の準備を進めていきたいと思つておるわけでありまして、決して神聖なる国会において国家の代表でありするあなた方を茶化さうといふやうな、そんな大それた、大胆な気持は持つておりませう。私は正直であります。がゆえに、いついかに出したいと思つて、もし出せん場合には皆様に申しわけないと考えておるがゆえに、なるべく言つたことは実行に移していくべきだといふ意味において、正直のあまり私は率直に気持のまま言うておるのであります。から、悪い意味に取らなうで、善意に一つ御解釈をお願いしたいと思います。

ません。もちろん御承知のごとく、この問題に対しては厚生省も関係しておれば、ただいまいろいろお話しのあるところ、文部省も関係があるところ、さらには労働省も関係があるところでありますから、それだけの関係官庁と協議を経て、そしてあらゆる角度から、やはり衆知を集めた、多くの人の納得のいき得るりっぱな案を作つて、そしてなるべく早く出したと、こういう意味でありますから、日をいつ幾日までに出すというのをきめられたからというて、その日通りにいくものでもありませんし、またわれわれがいつ幾日までやりたいと言つても、私一人でやることじゃありません。そういう関係官庁の協力を得なければならぬという関係もありますので、一人でだんごを丸めるようなわけに参りませんから、そこで私は早急に、なるべく準備を早く進めて、早急に出したいと言つてゆへんものはここにあらうのでありますから、それを一つお含みおき下さいまして、簡単にできることなら、何もさうくどいことを申し上げる必要もありませんし、単刀直入に申し上げるのです、しかしどこまでも誠意を持って、やはり責任のある処置をしていこうというのであります以上は、やはり自分がいかなる点においてもその責任を背負つて立ち得るところの立場を作つていかなきゃならぬということが、これが当然でありますから、そういう意味で私は申しておるのでありますから、責任觀念はあくまでも強いという意味に一つお含み取りを願いたいと思つて、それが通常国会に今それでは出されるかというお話があつたのですけれども、先ほどたびたび申し上げるうちに、なるべく早急に出したいという、その言葉の中には、やはり臨時国会という意味も含んで、多分に含んであるものであるという御解釈を願つてつこうであると思つて存じます。

○赤松常子君 これは法務省だけでおまとめになれるというものでないことは、まあ私もよく存じ上げております。今おつしやるように、文部省、厚生省、労働省あたりとの連絡、いろいろな協議、これもたび重ねていらつて、そして、そして総合的に完全なものなるとするということもよく存じ上げております。これは私、もう去年あたりからいろいろ連絡協議会を各府でお持ちになつていただきまして、そしていろいろ衆知を集めておいでになること、存じております。また内閣にございいます売春対策協議会も、ほんとうに民間の権威者がお集まりになつて、そしていろいろ協議、衆議なさいます、その法案が出さうだという時期であるということもよく存じ上げております。それからもう去年からずっとこれが提出されてから衆議院でも論議されております。その経過によつてみましても、もうほとんどこの議論というものは出尽くしておるわけなんでございまして。今さらこういふだんごをつくれ始めるというのじゃなく、大体もうでき上つてゐる時期なんでございまして、今さらこの時期をこれからかけて、そしてあつちの意見もこつちの意見も聞く段階ではないと、これは私はそう言い切れると思つて、また私法務省の事務当局も、それは、そういうことは万々御承知だと思つてゐるのでございまして、これから始

めるといふその時期を必要はないと思つて、すなわち、今法務大臣のおつしやることを私もはまじめに善意に解釈いたしまして、そしてできたべき臨時国会にお出しいただく氣持、今法務大臣がおつしやつたように、あるめどというものは、臨時国会を含めた意味も大きいとおつしやつたことをそのまゝ私も受け取りまして、そしてこれを婦人団体及び社会にも公表いたしたいと思つております。まあそういうふうには受け取りまして、一応めどというものはそういうところに置くように私もは受け取つてよろしうございましてよろしく。

○国務大臣(花村四郎君) さあ、その私の言葉をどう受け取られますか、それはあなたの一つの御自由、いかようにでも受け取つていただきたいと思います。

○赤松常子君 どうもまあ言へば、こゝろ言へばあつたところ、こゝろ言へば、いにお抜けになりますものですか、これは私ゆつくりほんとうに個人として、一応法務大臣にべんお伺いしたいと思つてございまして。こゝろ言へば、いにお抜けになりますものですか、一応まあ責任の立場におありになるあなた様としては、申しにくい点はあるとお察しはいたしますが、まあこの点につきましては、ゆつくりほんとうに真意をお聞きする機会を持ちたいと思つております。

その次は、この決議でございましてけれども、今大臣がしばしばおつしやいましたように、従来の審議会も一年ばかりかかりまして、十分会合を重ねて一つの結論に急いでおられます審議会、これは私も非常に信頼をいたしております。この間のこの決議では、この際内閣に強力なる審議会を設けようという文字がございまして、これと従来ございいます審議会との関連は、どう解釈いたしたらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(花村四郎君) ここに新たに審議会を設けることになりましますかどうか、議会の決議はさうになつておりますので、議会の決議を相なるべくは尊重していかねければならぬという建前から申しますれば、ここに新たな協議会を作ること、一つの考え方であらうと思つて、その新しい協議会の性格をどう考えるかというところによつて、おのずからその結論が出てくると思つてあります。その性格を今までの審議会と変つたことに新たなものを設けることにするか、あるいはまた今までの審議会をのちにおさめる審議会にするかというよりなことによつて、審議会の審議が重複するかどうかという問題が起きてくるのであります。先ほど申し上げましたように、従来の審議会はすでに八月の九日にその答申案がでるというところでありましますから、そういうことであれば、その審議会の性格がどうあらうとも重複するようなおそれはないのじゃないか、こゝろ私は考えておる次第であります。

○赤松常子君 ではその審議会の答申の内容いかんによりましてですね。具体的に申しますと、政府のお氣に入るような答申か、あるいは政府のお氣に入らないような答申案の内容か、それによりまして政府の態度をお変えになつてもいいと思つてゐます。いかがでしようか。

○国務大臣(花村四郎君) それは旧来の審議会の答申とはこれは別個の問題でありますから、答申に結びつけて考える必要はないのではないかと思つて存じます。

○赤松常子君 じゃその答申の内容いかんによりまして、従来の審議会の結論を尊重なさいますか、いかがでございませうか。

○国務大臣(花村四郎君) もちろんこの議會でも、政府としても早くこの種法案を出すべきであるという要請も強かつたのであります。それについてはただいま売春問題対策協議会に政府として諮問をいたしておるのであるから、その諮問に対する審議会の結論を得た上で法案を作りたいのだ、そういう意味で、政府の案というものが今日まで出ておらないのであるという説明を申して、今日に至つておるのでありますから、従つて売春問題対策協議会の答申は、あくまでも尊重していきべきであらうことは、多く申し上げるまでもなからうと思つて存じます。

○赤松常子君 私大へん好意的なお答で少し安心いたしましたのであります。その結論を得るまでに、すでに一年半足らずの日時を要しているくらい困難な問題だったので、結論を得るまでにさういふことを一方でお感じになりつつ、この決議案ではまたあなたに作るような言葉でございまして、その後尊重したいというお氣持と、またここに新しく作るというところでは、どうもそこが……、尊重するとおつしやることを信じられないのであります。何だかそれはもう前内閣の作つた

ものだ、それはどうも信頼できない、今度はまた新しく作ってやり直すんだという感じを私も持つのでございしますが、あくまで今法務大臣のおつしやるように、以前からある審議会の答申を相当尊重していく。だから新しく作る必要はないのだというところまで法務大臣は結論をお進めにならないでございましょうか。

○国務大臣(花村四郎君) 旧来の審議会以外に、ここに決議に基く新しい審議会を作る必要があるかどうかという事は、議会の決議もありましたので、その決議ののつとつて十分に決議を尊重する建前のもとに研究をしていきたいと思ひます。まだ審議会を作ることも作らぬとも考えておりませんから、これからその問題は研究課題となることであると申し上げてよろしいと思ひます。

○赤松常子君 先ほど非常に早い期間に出したいとおっしゃっておりますが、臨時国会といひ、通常国会といひ、あつた数カ月後に追つていられると思ひます。そういう期間でございますわけです、まだ新しく審議会をもしお作りになるかと、従来でも、今申しましたように日時がかつたのでありますので、とうてい次の臨時国会、通常国会に間に合ふ結論は、新しく審議会をお作りになつたら間に合ふなと思ひます。そういう時間的な面から考えまして不可能ではないでしょうか。それでもお作りになりますか。お伺ひいたします。

○国務大臣(花村四郎君) 新しい審議会を作つてこの問題を討議するということでは、臨時国会までも間に合ふわけじゃないかというお話しでありました

が、私もそれはそう考えます。しかし間に合ふ間に合ふといふことより、新しく審議会を作る必要があるかどうか。もしそれ必要なしといふことであれば作らぬでもよろしいと思ひます。国会の意見を尊重せんければならぬことは当然であり、また尊重してきつておるのであります。もし必要なしといふことでありますならば、必ずしも議会の決議にのつとつとも、議會の方では別におしかりはあるまいと思ひますので、かえつてそういう無益なものを作ることは、あるいは時間の輕視、努力等の見地からみて、必ずしも好ましいことではありせんから、従つてもつとら作る必要ありやいなやを眞剣に各方面から検討をいたしまして、そうして考えたいと思つております。

○赤松常子君 作るやいなやのその決定は、おもにどういふ理由でなさいますのうか。作つていいか悪いかといふ決定は、何によつておきめになるのですか。

○国務大臣(花村四郎君) それは、さうです、内閣に作れという決議であつたと記憶いたしておられますが、現在の審議会も内閣所屬になつております。ただ内閣所屬の審議会であるのであります。問題が問題だけに、法務省でそれを、つまり何と申しまするか、世話役になつて、その審議を推進しておるということが真相でありますので、従つて内閣に作れといふことではあります。もちろんこれは法務省のみによつて断ずるわけには参りませんから、いづれ閣議においてその問題が論議せられることであらうと存じます。

○赤松常子君 私はその所屬を云々してゐるのではありません。所屬はまた次の、私問題でございせん。それはまたあとから御質問いたしたいのですが、審議会を作るか、作らないかといふその判断を、何にお求めになるのですか。

○国務大臣(花村四郎君) それでは、その作るか、作らぬかといふことは、一にかかつて、もう内閣で相談をしてきめることであらうと、こう申し上げておるのであります。

○赤松常子君 内閣で相談するとおつしやいまして、相談の内容は何でございせんか。

○国務大臣(花村四郎君) 相談の内容は、それはおそろく官房でやはり従来の例になつて腹案を作つて、そうして閣議に提出するといふ段取りになるのぢやないでしょうか。

○赤松常子君 その腹案の内容……、腹案の立案はどういふ点を中心になさいますのうか。

○国務大臣(花村四郎君) それはただいま申し上げましたように、早急にやるわけではありせんから、どういふ内容になるかと、どうかといふことはここで申し上げられせんし、また内閣でやるべきことで、ここで一法務大臣の意見を、私見を述べべきものではないと存じます。

○赤松常子君 私、もつと具体的に申し上げますと、従来ある審議会の結論が、非常にこの新しい審議会を作るか、作らないかといふことを左右するかと懸念するからでございせん。私はその点をはつきりさせていたきたいのでございせん。

○国務大臣(花村四郎君) それは先ほども申し上げましたように、御懸念なさるなら私はいいのぢやないか。いづれの面から見ても、重複するやうなことはなからうと、こう考えるので、その考えをそのまま申し上げたわけでありまして、これをどう扱うかは、要するに政府そのものがきめるわけでありまして、それをきめる前に法務大臣がとかく言うべきものではないと存じますので、その腹案等に関することは遠慮をいたしたいと思ひます。

○赤松常子君 しかしながら、一番長く、それからまた深く責任持つてお取扱いになつていらしたの法務当局でございまして、法務当局の意見というものは相當内閣の意思を左右すると思ひますのでございせん。どうぞ従来ある審議会の結論が、新しい審議会を作る作らないの基準にならないことをお願いいたしたいと思ひ次第でございせん。なお、さらに従来ある審議会というものの性格が非常に弱かつたといふことが、委員の口から私どもに伝えられております。というのは、内閣の了解事項として審議会が取り扱われていたのであつて内閣の予算でこれが運営されてゐたわけぢやない。それで各省からいろいろ予算を、会議費用や何かを持ち寄つて、そうしてやつたものであるから、回数も十分重なることができたかつたといふことを委員も言つておられたのです。そういう点どうぞこれほどの重要な問題でございせんから、内閣が十分なる予算をもつて会合をたびたび開けるように、委員の方々の御活動をお便ならしめるようにといふことを私はお願いしたいと思ひますのでございまして、審議会の性格、運営についても一つ要望をいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(花村四郎君) 新たに決意を持つものがございせん。

○赤松常子君 もう私法務大臣にけつこうでございせん。

○雪城タマヨ君 法務省内部でも花村大臣は正直でもう名の通つてゐるお方で、ときにあまり正直だから困るといふやうなこともございせんけれども、私どもは正直で困ることはちつともございせんので、法務大臣のお言葉そのまゝを正直に受け取りまして、今日非常に私心強く存じております。そこで先ほど正直な法務大臣が、通常国会を待たないで、臨時国会にでもあるいは提案するかも知れないといふやうなお言葉があつたのでございせんが、これはまあ法務大臣のお言葉にございまして、これ

は臨時国会が開かれるようににとつてもよろしゅうございますか。どうぞ正直におっしゃって下さい。

○国務大臣(花村四郎君) 私は臨時国会に出してもよろしいというた意味じゃありません。なるべく早急に出し

ますと申し上げたので、なるべく早急に出しますという言葉を分折していろいろ申し上げれば、通常国会も臨時国会も含まれることになりましようということを申し上げたので、私は臨時国会までとか、あるいは通常国会とかいうそういう言葉はいまだかつて用いておりません。なるべく早急にという言葉で、その内容の解釈はまあ皆さんのお勝手でありますが、そのうちには臨時国会も入るかというお話であったから、それは入るという意味に御解釈を願つてもいいという、なるべく早急にの私は説明をしただけで、臨時国会までに出すとか出さぬとかいうことは申しておりません。また、そういう意味ではありませんから、誤解のないようにお願いをいたしたいと思います。

○宮城タマヨ君　それでは次に一つ伺

いたいのには、二十七年に第十三回国会がございました。あの二十七年の平和条約が締結されましたときに、ポツダム勅令は全部廃止になりました。そのときにポツダム勅令の中で、勅令第九号というものは、これは廃止されちゃ困るというところで、私も法務委員会におきましては、このポツダム勅令を廃止いたしましたときに附帯決議をつけまして、そうして政府にこういう要望をいたしましたのでございます。

本法案中勅令第九号婦女女子に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令は、婦女の人身売買の防止並びにそ

の基本的人權の保護については極めて不十分である。

よつて政府は、右勅令の根本的な改正案を速やかに国会に提出すべきことをここに要求する。

右決議する。

これがこの十三国会を通過しており、また、もう三年もたっており、今、これに野放しになって、空文にもひびくことになっております。これは私は政府の責任を、ほんとは追及したいと思つてございまして、もしこれに対する手当がすででござりましたならば、今日この大騒動をして、売春等処罰法案などといつて業者だけでも、もう厳罰ができることになると思つておりますが、政府は、この決議案に対してこれだけの責任をもつて、せめてこれだけでもやろうかというような議がなされたことがございますでしょうか。

國務大臣(花村四郎君) それは鳩山

「閣の責任ではありませんから、私が

ここではどうこう申し上げる筋でもありませんが、鳩山内閣がもしもつと早できたならば、今おっしゃられた決意は、あるいはもうすでに実行に移つておつたかもしれないと思うのでございますが、前内閣のことでありますから、前内閣の批判は私は避けたいと存じます。

ことにはいかないのじゃないかと私
考えるのですが、その売春
策協議会が今度は売春対策審議会に

變りますようなことも、前内閣がやったことなんだから、今度は新たにしないで、この内閣でもつてもつと完全なものをやつて責任を果したいというようにとりましますことも私はおかしい。そういたしましたら一体國民はどうすればいい

いいのですか。内閣が変わるたびに何もかも無責任になって、国会でできたこともまた政府が頼かむりしていかと、そういうことになったら、これこそ手間がかかって仕方がない、そうして非常に内閣というものは無責任だということになる。こういうふうに考えておりますが、まあ、それはともかくといったしまして、こういう決議案が出ております以上、しかもこれは業者をしぼろうというわけなのでございますから、今回の衆議院の問題になりましたあわれな婦女子を救済しないで処罰だけできるかという、そこに賛成できないという皆さんの意向でございましたが、これを、もしもこの勅令九号というものを完全な法律に書きかえるということについては、今度の衆議院の意向に沿つ

ていることだと思っておりますが、い

かがでございませうか。

○委員長(成瀬權治君) 私も宮城さんの質問に関連して御質問申し上げたいと思います。先ほどから青少年の風教の問題等が論じられておりますが、実際青森線区域と申しますか、そういうものがどこどこで発展して参りまして、小学校の窓からああいう行為が見えるところがたくさん出てきている。あるいは公園に子供が写生に行っても、そういうような所でもそうした場面を見

せつけられる。そういう責任が、あげて子供が悪いのだ、あるいは教育が悪いのだと言うが、私はやはり社会の罪

だというふうに解釈しなければいけません。そういうものをやはりなくしていく上においては、今亮春処罰法というような問題が論議されておるわけですが、これに関連して、あれをやりますと、厚生施設やなんかにそういう

ものになくさんとお金がかかつて、とてもでき得ないのだというのが、私も衆議院の否決の理由であり、あるいは法務省当局の御見解だと思つておつた。そこでこれをそれだからといつて野放しにしておけば、私は社会はとんでもない方にいつてしまふ、だんだん悪くなる以外にないと思う。そこで答申案はどういうものが出るか私は想像はいたしませんけれども、このままにしておいてはいけないのだから、予算も取れないということになれば、次善の策として先ほど宮城委員の言われたような勅令第九号のものを法文化したような、簡単に言えば業者だけでも取り縮めというような法案を次善の策としてでも出される。それは臨時国会ということでなくて、早い機会にでもそう

いうようなものを早く出したい。次善

の策としてはやむを得ないからそういうことでも考へておる。そういうことをお考えになつておるかどうか、あわせて御答へ願ひたい。

○國務大臣(花村四郎君) まことに傾聴に値する御質問であると存じます。が、このことは亮泰問題対策協議会への答申が八月九日に出て参りますので、その答申を見た上で一つ考へたいと存じます。が、それ前にやはり私からこうするべきである、こうするのがよろし

いという意見を述べることは、これは必ずしも適当でないと、こう私は考えますので、もちろんたいま申されず

した御質疑の点は私自身としての考えもあり、また私自身としてどうすべきか、またどうある方が最も適切であるかという考え方はもちろん持つておりますが、しかしここでその法案の中心となるようなことを申し上げること

私は考えます。

○宮城タマヨ君 最後の一つ私大臣にお願いでございますが、今度の衆議院におきましては売春禁処罰法案があるという結果になりました、しかも新聞に、その翌日の新聞でございましたか、朝日でございましたか、非常に業者が暗躍しておりまして、しかも国会議員が大分金を取ったということが出ております。私はそれは信じたくないと思っております。だけれども私自身に関係したことで、実は私の選挙がまる二年ほど前にございましたときに、ある所というところに申しておきますが、ある所に旅行いたしましたときに、三十名ぐらいの業者に襲われました、そして大へん強迫されたような形でござ

さいました。そうして最後にあなただの

ためにすいたくさんの金が集つてお
るが、法案をもう作成しているらしい
が、どうだ引つ込めないか、こういう
ことを言ったのでございませう。それは
私も第十五国会にやはり売春等処罰
法案を参議院の有志の者で出そうと用
意しておつたそのときだったのでござ
います。それは選挙の直前のことでござ
いました。そのときに多額の金を
集めてあなたにあげるが、そしてもし
もこの金を取らないで、どうしても売

春処罰法を出すと言ふのなら、全国の業者に指令して、選挙運動をも含めたすべてのものに対してあなたを絶対に

支持しないように指令するがいかと
言うのです。名前もわかっております。
私は参議院の選挙に負けるくらいなこ
とは何でもない、命を捧げております
よといふことを、そのときはつきり業
者に答えました。もちろん私も、
一つの法案と取り組みますときに、命
を惜しむなどということは議員として
考えていないと思っております。です
けれども、そういうことから思います
と、あるいは業者は金をまいてるの
ではないか、あるいはそれを取った議
員もあるんじゃないかというように、
新聞なんかを見ますと、いかにもそ
うらしく思えるような点もございませ
ん。このことは、私は国会としては非常
な由々しい問題で、また国会議員の人格
を落しますこと、ちやうど汚職問題あ
るいは乱闘国会のあの時代、あのとき
の議員の人格を失墜しましたこととほ
んど似たようなものじゃないかと私非
常に苦慮しているのでもございませ
ん。そこで私はこういう問題についてい
ろ議論もございませう。立案者とし
て、法案の立案をまとめるということ
も、立法技術の上においてもなかなか
むずかしいといふことは十分にわかっ
ております。けれどもこれを一日延ば
せば一日だけ世間の疑惑を増すことだ
と思っております。そしてこれは国
會議員全体の体面の上に問題になると
思っております。どうかその点をよく
お考え下さいまして、法務大臣が花村
大臣であればこそ、私はここにあらた
めて早く立案して御提案下さいませ
うにお願い申し上げます。そして
ほんとうにそれがむずかしいとおっ
しやることでございしたら、やむを

得ません、また私も、これに何と
か手当しなければならぬと思つてお
りますが、これは御答弁願ふ必要もご
ざいませぬが、もう私の強いお願いで
ございませぬ。

○国務大臣(花村四郎君) 国会に黄白
がばらまかれていたのではなからうか
という御意見がございまして、
が、私はかくのごときことは断じてな
いと思っておりますが、しかしもし
かりそめにもかくのごときことがあ
ります場合には、これは由々し
い重大事でありまして、人のい
かを問はず、もしそういう事実の真相
を知られておられます人がありまし
て、ありのままのお話を願ひ得るなら
ば、これは捜査の面において断固たる
処置をとることに、決して私はちやう
ちよ凌辱するものではないと思つて
が、しかしおそれなくかくのごときこ
とはないことを私はあくまでも信ずる
のであります。ただいまのなるべくす
みやかに出すべしという御意見は私も
同感でございまして、いろいろの派生
的問題の起る起きないは別として、
やはりこういう社会悪はなるべく何ら
かの機会をとらえては、除去する方向
に一歩ずつでも進めていくべきが当然
であるという見地に立つて考えました
場合において、たとえ法の効果がどの
程度あるか、これは大いに問題
でもありまして、これは大いに問題
の効果のいかにかわからず、あらゆる
処置をしなければならぬというその
処置の一環をなしている法案の提出に
対しましては、私も誠心誠意すみやか
に提案するように努力をいたしたいと
存じます。

○赤松常子君 一つでございませぬが、
十九日の衆議院の法務委員会の最後の
日に、御所管の中の最高裁判所の職員
の方が業者の団体に頼まれていろいろ
調査に當つておられるという事実が明
るみに出されたのでございませぬ。その
ときに、局長は知つていた面もある
し、知らなかつた面もあるというお答
えでしたが、なるだけ早く調査してみ
たいという御答弁でありましたが、そ
の後法務当局はこの問題をどの程度調
査なさり、その処置をどうなさしまし
たでしやうか伺いたい。

○国務大臣(花村四郎君) それはまだ
法務省としては調査にかかつておりま
せん。最高裁判所の方で調査をする
というお話でありましたので、その調
査の結果がどうであらうかと私の方で
は待つておるような次第でありまし
て、ただそれだけの話があつたからと
いうて、検察権の行使をいたします
と、御承知のごとくかく人権じゅう
りんの問題が起きて参りますことは
火を見るより明らかであります。新
憲法の精神のつとめて基本的な人権は
あくまでも尊重しなければならぬとい
う建前に立つて、法務省としても検察
権を行使する場合においては、あら
ゆる面から慎重を期してやつておるよ
うな次第であります。もし最高裁判
所の調査の結果、法律に悞る行為あ
りとする場合には、断固として
処置をとることにちやうちよするもの
ではございませぬが、しかしそういう
ものがあられませぬければ、これはどう
も法務当局としてもあまり行き過ぎた
ことはできないのじやないかと考へて
おります。

○赤松常子君 問題が問題でございま
すし、関係している人が、社会人がほ
んとに公正であるべしと考へており
ます。最高裁判所の職員の方が、そうい
う業者に関連を持つたといふこと自
体、道義上許すことができないと思つて
あります。法律がどうのこうのとい
うその前に、これは道義として看過で
きない重大な問題だとお感じにならな
いでございませうか。私はどうぞそ
の調査が、その調査の結果どういふこ
とにならうとも、一応これは真相を明
らかにするといふことは法務当局の責
任だと思つてあります。そういう疑
惑を社会に与えたといふこと自体が、
私は非常にこの最高裁判所に疑惑を持
たせることになつたら大へんと思つ
のであります。なければならぬでりつ
ぱでございまして、待つてございま
すが、そういう疑惑の目をもつて見ら
れているといふ自体をはつきりされる
といふことが責任だと思つてござい
ますから、十分御調査なさいましたそ
の結果を、早く当委員会に御報告願
いたいと思つてございませぬ。

○国務大臣(花村四郎君) 役人がそ
ういふ問題に関係を持しますことによ
くありませんことは、これは官吏服務紀
律の上から申しまして、あるいは徳
義の上から申しまして、あまり望ま
しいことではないと存じますが、しか
し最高裁判所の説明によれば、今は最
高裁判所に勤めておらぬのである、前
に勤めておつたことがあるのだが、今
は関係がないのであるといふような御
説明であつたのであります。が、そ
ういふ犯罪行為としての的確な証拠な
り、あるいは犯罪と断じ得る四圍の事
情等がありませぬ限りにおいては、法
務当局としては、やはり個人の問題に
対して進んでこの捜査を進めるとい

ふようなことは、これはやはり慎しむべ
きことである、とか人権じゅうりん
問題はさういふただ一片の想像や、あ
るいはまた世間のうわさや、あるいは
その他重要な問題であらばあるだけ
に、その想像をたくましくして、そ
うしてこの捜査に乗り出す等の問題で
とか人権じゅうりんの種をまくので
ありますから、こういう点について
はやはりあくまでも慎重に、やはり犯
罪ありと認め得るある程度のやはり証
拠がありませぬといふと、法務当局と
してはやはりそういう問題にタッチす
べきではないのじやないかと、こう考
へております。

○赤松常子君 私はその犯罪を構成す
るといふことになると、これはまた大
へんなことだと思つてあります。一応
疑惑の目をもつて見られる事件が起
ておるといふことは、これはもつと私
は最高裁判所の権威のために潔白に
なさる必要があるのじやないかと思
つてあります。確かにその調査に参加
して、さうしてその調査の結果が発表
されておるといふことも聞いておるの
でございまして、単なるうわさとか聞
き込みといふことではない。一歩進ん
でやつておられるといふことを報告を
受けておられるのでございまして、犯
罪になつたらこれは大へんでござい
ます。その事実があるかないかといふ
ことについては、捜査といふむずかしい
言葉をお使いにならずとも、お取調べ
になるといふことは必要だと思つてご
ざいませぬが、ぜひその辺を明らかに
して報告書といふものを御作成いたさ
たいと思ひます。最高裁判所の権
威のために。

○国務大臣(花村四郎君) 私とは見解

を異にされておるわけで、いつまで論じても結局同じことでありますから、私はそういうやはり犯罪行為にならざる問題に検査当局が出ていくべきものではない。こういう問題はやはり最高裁判所のみから解決すべきものである。しかもこれは最高裁判所の役人でないということであれば、最高裁判所もこの問題にはタッチできぬということになりはしませんか。そういうやはり微妙なところに人権じゅうりん問題が起きて参りますから、これはやはりあくまでも慎重なる立場に立つて考えなければいけないと思はれるので、そういう観点からやはり慎重に考えておる次第でありまして、やはり法を守る者として当然なすべき措置であらうと、こう考えます。

○委員長(成瀬權治君) 赤松君に申し上げますが、最高裁の宇田川家庭局長に来ていただいて、もう少しこの問題について伺われますか、あるいはこれで十分でございますか。

○赤松常子君 私はもつと今法務大臣のお考え、少し深入りして私の言葉をとおし過ぎに思っています。私は検査当局が犯罪を捜査をするというふうな、強い権力で調べて下さいというのではないのであります。今その方がいらつしやうなれば、その方を使つていらつしやうな方が、自分の部下の行跡に對し世間の疑惑を生むようなことをしたことはほんとうか、それか、そういう程度の取調べでけつこうなんでありまして、それすらできないとおっしゃるのでございまして、うか。別に私は検査当局がどうのこうのということを報告して

いただきたいというのではないのであります。

○国務大臣(花村四郎君) それは最高裁判所の問題でありますから、法務省の所管に属せざるわけでありまして、法務省の所管に属して調査をする場合においては、その道徳上であるとか、あるいはまた官吏の服務規律の上からであるとかというふうなそういう手ぬるいことに対して、捜査当局が調査をするとかどうとかいうような捜査行為はできぬわけですよ。それはやはり犯罪ありという確証を得るにあらざれば、みだりにそういうことはできぬわけですよ。それは法律上明確にさうに規定せられておりますので、法律に準拠せずして、そういうあなたがおっしゃられるような取扱いはするわけにはいかぬわけですよ。しかし最高裁判所が自己の所管の上から調べになる、あるいはその内部に勤務しているという意味において調べるといふことならこれはいいでしょうけれども、そこにあなたと私の間における事実の見方が違ふわけですから……

○赤松常子君 わかりました。それではあらためて最高裁判所関係の方に來ていただいて、よくたまたま機会を与えられんことをお願いいたしておきます。

○委員長(成瀬權治君) 承知いたしました。別に御発言もなければ、委員会はこれをもちて散会いたします。

午後五時四十二分散会

七月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、売春等処罰法制定に関する請願(第一六四二号)

一、福島市の家庭裁判所庁舎建築促進に関する請願(第一六八四号)

一、売春等処罰法制定促進に関する請願(第一七一七号)

第一六四二号 昭和三十年七月十八日受理

売春等処罰法制定に関する請願

請願者 東京都品川区北品川一ノ二二社団法人しらゆり会理事長 鈴木靖二

紹介議員 藤原 道子君

売春等処罰法案は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人権を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とするものであるが、過去において三回も審議未了のうき目にあつており、なぜか本法案は通り難く苦難の歴史をたどつてきているが、今回はずいとも良心的にすみやかに成立させて社会の不安や風教の敵を排除し国民の信頼にこたえられたいとの請願。

第一六八四号 昭和三十年七月二十日受理

福島市の家庭裁判所庁舎建築促進に関する請願

請願者 福島県平市役所内 諸

紹介議員 橋本太郎外十四名

福島市は、戦後近代文化都市建設の意図のもとに都市計画を進め、県庁舎、市庁舎、検察庁、法務局、鑑別所、觀察所、刑務所等の新庁舎を完成したのであるが、この中で裁判所だけが明治

二十七年建築の老朽庁舎であるばかりでなく、この狭い庁舎の一部を共用して家庭裁判所が設置されているため、狭い、不便はこの上なき状態であるから、すみやかに福島家庭裁判所庁舎を建築せられたいとの請願。

第一七一七号 昭和三十年七月二十日受理

売春等処罰法制定促進に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町鹿兒島県婦人団体連盟内 山崎澄子外五千名

紹介議員 井上 知治君

今国会に衆議院議員衆議により売春等処罰法案が提案されたが、七月十九日の同院法務委員会において否決されたことは、まことに遺憾であるから、婦人の人権尊重とたいに道義をこころよく揚げるためにも一日もすみやかに同法が制定されるよう善処せられたいとの請願。